

「技能」に係る提出書類一覧【カテゴリー３・４】
（在留資格変更許可申請用）

料理人
〈表２〉

No.	提出書類	提出の要否		チェック ボックス
		所属機関のカテゴリー		
		カテゴリー 3	カテゴリー 4	
8	申請人の職歴を証明する文書 （１）料理人（タイを除く。）の場合 ア 所属していた機関からの在職証明書（所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。）等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証明する文書（外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。） イ 公的機関が発行する証明書がある場合は、当該証明書の写し（中華料理人の場合は戸口簿及び職業資格証明書） （２）タイ料理人の場合 ア タイ料理人として5年以上の実務経験を証明する文書（タイ労働省が発行するタイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得するための要件を満たすために教育機関において教育を受けた期間を含む。） イ 初級以上のタイ料理人としての技能水準に関する証明書 ウ 申請を行った日の直前の1年の期間に、タイにおいてタイ料理人として妥当な報酬を受けていたことを証明する文書	○	○	□
9	申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 （１）労働契約を締結する場合 労働基準法第15条第 1 項及び同法施行規則第 5 条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 （２）日本法人である会社の役員に就任する場合 役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録（報酬委員会が設置されている会社にあつては同委員会の議事録）の写し	○	○	□
10	事業内容を明らかにする次のいずれかの資料 （１）勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容（主要取引先と取引実績を含む。）等が詳細に記載された案書 （２）その他の勤務先等の作成した上記(1)に準ずる文書 （３）登記事項証明書	○	○	□
11	直近の年度の決算文書の写し ※新規事業の場合は事業計画書	○	○	□
12	前年分の職員の給与と所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料 （１）源泉徴収の免除を受ける機関の場合 外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料 （２）上記（１）を除く機関の場合 ア 給与支払事務所等の開設届出書の写し イ 次のいずれかの資料 （ア）直近 3 か月分の給与と所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（領収日付印のあるものの写し） （イ）納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料		○	□